

## 事業パートナーとなる要件

本コンペの受賞企画提案を実施していく中で、新たな事業創出につながる御提案をされた方については、将来的に共同で事業を行うこと（以下「事業パートナー」といいます。）も視野に入れていきます。

事業パートナーについては、希望する方の中からURが選定することとし、その要件は下記のとおりです。

### 記

- 1 本コンペにおいて、いずれかの受賞企画提案者となること。
- 2 事業パートナーとして知り得た情報を第三者に開示又は漏洩をしないこと。
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- 4 事業パートナーとなることについて、URと協議等が整った者であること。

以 上